

知多半島古代史像の追及・試論

福岡 猛志

(日本福祉大学知多半島総合研究所 所長)

はじめに

特定の地域に限って、その古代史像を描き出すということは、史料という点から見て、かなり困難なことである。市史や町史なども、「日本史概説」に断片的な「地元」の地名などを織り交ぜて書かれることがあるが、それも故無しとしないであろう。知多の古代についても、事情は同じである。しかし、自分が生活の場としている「地元」について、能う限りその課題に挑戦することもまた、日本史研究者の使命であるとは言えないだろうか。この地域の『市史(誌)』『町史(誌)』の編集や執筆にかかわる中で、私はそのような思いを強めてきた。

また、故門脇楨二氏からは、折に触れ「地域の歴史像の構築に責任を持たねばならない」と諭されたものである。私たちは、史料の欠如を空想で埋めるわけにはいかないけれども、少ない史料であってもそれを最大限に活用した歴史像の構築について努力すべきであろう。幸い、知多半島に関しては、「木簡」という貴重な史料を手にもすることも出来た。私見によれば、2012年3月までに報告された知多にかかわる(と判断される)木簡は、いずれも都城出土のものであるが、29点ある。その一覧は、別表Ⅰの通りである。基本的には貢進物に付して京進され、そこで廃棄された木簡である。当然のことながら、そこに記載された内容は、中央政府による取戻のために必要な事柄であり、また木簡の残存及びその結果としての出土自体、偶然的な要素によるものであるから、知多の古代の様相を十全に示すものではありえない。しかしながら、そこには、紛れもなく、知多古代史のある側面が表現されていることも、見て取らねばならない。例えば、調という税目が「従郷土所出」という原則によって定められている以上、調木簡には、その時代のその土地の経済活動(少な

くとも、産物の一部)が、反映されているはずである⁽¹⁾。

また、地元在住の研究者を中心とする考古学的調査・研究は、飛躍的に深化している。中世窯業史研究はその典型であるが、ここで扱おうとする古代史の面では、とくに土器製塩に関する調査・研究が進展し、新しい問題提起もなされている。

私は、これまで、主として自治体史の場において、知多古代史について論及してきた。全体的なものとしては、『新修半田市誌』(1989年)がある。しかし、その時期にはまだ発見されていなかった史料もあるし、考察が不十分な点も少なくない⁽²⁾。近年の考古学上の成果をふまえ、新たに発見された木簡を含め、地名・人名・産物など、さまざまな要素について総合的に検討しつつ、知多古代史像に迫ってみたい。まず、それぞれについて基礎的な事実から確かめていこう。

1. 地名を分析する

最初に、地名を採り上げることにする。かつては、知多の古代地名について考察する際には、『和名抄』に記載された、番賀・贄代・富具・但馬・英比の郷名をもって「知多五郷」と称し、その故地・郷域を比定するのが、郷土史的研究の「定石」とも言うべきものであった。木簡の発見は、この事態を根本的に変えることになった。

別表Ⅰで明らかな通り、『和名抄』所載の5郷はすべて木簡に見出される。郡単位で見て、『和名抄』所載の郷名がすべて木簡で確認されるという例は(隠岐国などの例外はあるものの)、少ないのではあるまいか。郷数が少ないという条件もあるだろうが、尾張国内においても、知多と同じ5郷構成である葉栗郡や春部郡(大東急記念文庫蔵本や名古屋市博物館蔵本では6郷)では、後にも触れるが、別表Ⅱに見る通りの状況である。なお、

郡名については、1点のみ「知田」と表記されるものがあるほか、「知多」と「智多」が併用されているが、以下の本文においては「知多」で統一する。

さて、時代による推移もあるだろうからそれも考慮しつつ、比較的記述が充実している史料を持つ郷里制下の木簡から見ていくことにしたい。なお、別表を掲げているので、本文においては、特に必要のない限り、釈文のみを記す。『和名抄』の記載順に掲げると、

○ 番賀郷

(10) ・尾張国智多郡番賀郷花井里丸部^(電カ) □ 麻呂
・ 調塩三斗 神亀四年 十月七日

○ 贄代郷

(12) ・尾張国智多郡贄代郷朝倉里戸主和尔部 = 色夫智調塩三斗 天平元年

※ 木簡(12)は、墨付きの残存状況が複雑なので、ここでの論述に必要な部分の釈文のみを掲出する。

○ 富具郷

(13) ・ × □^(高カ) 具郷野間里和尔部臣牟良御調塩
・ × □^(平カ) 元年十月十九日郷長和尔部安倍

(14) ・尾張国知多郡富具郷野間里丸部安麻呂
・ 調一斗 天平七年八月

(15) ・尾張国知多郡富具郷野間^(里カ) □ ×
・ 塩三斗 十月五日

○ 但馬郷

(11) ・尾張国智多但馬郷区豆里田部得石御調 = 塩 ×
・ 天平六年八月十九日

○ 英比郷

(17) 英比郷上村里一斗古

となる。つまり、郷里制下という限定された時期において⁽³⁾、5郷が揃っていることになる。これらについて、故地の比定を試みよう。

まず、番賀郷であるが、これについては、花井里ともども遺称地名その他を欠くが、ひとつの手がかりになりそうなのが、『張州府志』の「堀内城」の項に「在堀内村(中略)花井播磨守。其子勘八郎居之。今天王山。」とあり、「藪城」の項に「在藪村花井惣五郎居此。今為田園。」とあることである。この点については、『尾張志』にも『堀

之内古城 堀内村にありて今天王山といふ(中略)花井播^(マ)摩守其子勘八郎二代居しといひ伝へたり」とある。また、同書は、寺本城が堀内村に在るとも言っているが、『尾陽雜記』所載の「佐治氏系図」の上野守為貞の女子の尻付には「寺本城主花井勘八郎妻」と記されている。さらに、『張州雜志』は、「古城巡覽云寺本堀内城跡(中略)花井播磨守城跡也」と言う。堀之内村は中世の寺本保の一部であり、現知多市八幡である。『張州雜志』はまた、藪村の城跡について、「古城巡覽云藪城跡花井惣五郎居城跡也」としている。藪村は、後に養父村と表記されるが、現東海市養父町。これを要するに、現在の知多市北部とこれに隣接する東海市の西南部に、花井を名乗る豪族が居たという伝承が、少なくとも江戸時代には存在したのである。中世における、苗字の地という観念を媒介にすれば、古代にさかのぼる花井という地名の存在が、この武士の苗字を生み出したと言うことは大いにありうることである。既に指摘されていることではあるが、改めてその点を確認しておきたい。番賀郷をこの地を含む一体に比定しておくことにする。

贄代郷については、朝倉里が目される。水野時二氏は、近世朝倉村の存在に気付かれず、名鉄朝倉駅を手がかりに苦勞されたようであるが⁽⁴⁾、八幡に近い朝倉村を基準にすればよい。ただし、花井里と同様にこれは「コザト」の一つであるから、贄代郷はもっと広い。

富具郷は、現美浜町の富具岬が、かねてより注目されてきたが、野間里が、その下部単位である。近世から近代に至って、前者は富具崎という自然地名として存続し、後者はその地を中に含む行政地名となる。両者をあわせて、その郷域の一部が確実視される。

但馬郷については、建武3(1336)年8月24日付の「九条家当知行地目録案」(九条家文書『愛知県史』資料編8 中世1 1018号)に「尾張国但馬保内^(里カ)藪城」とあって、「大井」と併記されるこの「阿和」は「河和」の誤記ではないかと言われているが、首肯されるであろう。知多南部東海岸の地域が、この時期には「但馬保」であったことが確かめられる。なお、近世の地誌

である『寛文村々覚書』と『尾張徇行記』では、村名に庄名を付している。これについて、伊藤忠士氏は、中世末までであった領域呼称の伝承によるものと考えられるとして、それを手がかりとして、近世以前の庄域の概略を図示された。

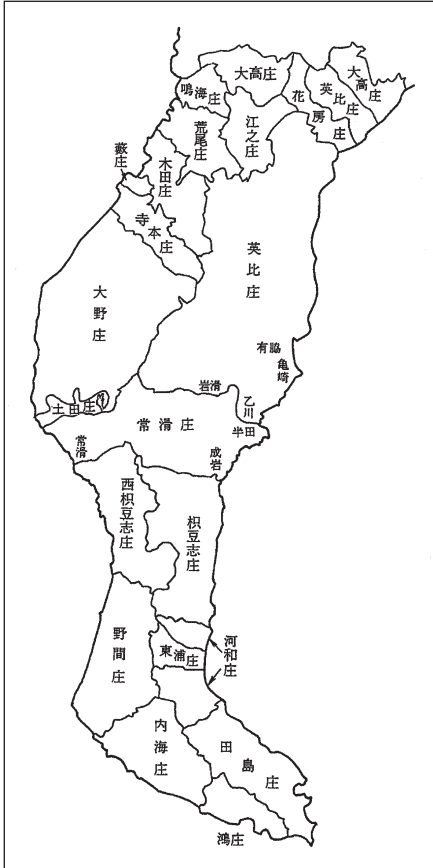


図1：知多郡の庄域圏（推定）
『新修半田市誌』より引用。伊藤忠士氏作図。

この図に見る（つまり近世の「地誌」にみる）「田島」は、一般に「但馬」の転訛したものと考えられていて、私としても異論はない。

但馬郷区豆里については、直接的に故地を論定できるものはないが、わずかに検討の対象になるかも知れないのが、近世の楠村（現南知多町内海字楠）の久須神社で、『尾張国内神名帳』に久須天神として出ている。「区豆」は「クヅ」であり、「久須」は「クズ・クス」だから、古代においては混用しないことは勿論である。また、一般的に言えば「ズ・ヅ」の混用が起こるのは室町後期である

と言われているから、南北朝の「神名帳」では少し早すぎるのではないかと思われるのであるが、実は久須天神は、貞治3（1364）年の修正会の際に奉唱されたという如法院本には出てこず、その異本に出てくるのである。この「神名帳」の写本・異本関係はやや複雑で、書写の年代観などについてはっきりしない点もあるのだが、ひょっとすると、「クヅ・クズ・クス」の混用ないし転用が、地方に於ける実情としては、畿内よりもやや早く生じたか、あるいは「神名帳」の記述そのものが、通説的に認められている時期に、合致しているかもしれないのである。なお検討を要するであろうが、ひとつの可能性として指摘しておきたい。

「知多五郷」という限りでの配置論からすれば、番賀・花井一贄代・朝倉一富具・野間という三郷の順番は、『和名抄』の記載順であるから、その南部に但馬郷が来て内海が但馬郷に属することと但馬保・田島庄の位置とは、一応整合的である。そのように考えれば、時計回りの逆に回って、東海岸を北上する位置に英比郷を置くのは、自然である。

木簡（19）を引き合いに出すまでもなく、英比郷は全国において他に例を見ないから、木簡（17）も知多郡と断じてほぼ誤りはない。郷里制下のものである。近世以降の阿久比谷の村に「植村」が存在したことが注目される（現阿久比町）。「上村」里は、いわば「ウヘムラ」ムラであり（古代においては、村と里とは局面を異にする概念であり、自然村落としての「ウヘ」村を行政単位としての里に組織して「ウヘムラ」里としたものと考えれば、これは屋上屋を重ねる変則地名にはならないであろう）、「植村」は「ウヘ」ムラであるから、完全に重なり合うわけではないけれども、遺称と見ることに妨げはないであろう。東京都の砂町の場合には、砂村新左衛門主導の下に開発された砂村新田がその元であるが、砂村新田は明治の市制町村制の施行に伴い砂村大字砂村新田となり、後に砂町になった（砂町の存在は、曲田浩和氏のご教示を得た）。すなわち、砂村氏に由来する砂村新田に対して、村名としての砂村は「砂村」村の短縮形とも言うべきものである。同様の在り

方として、「上村」里→「上村」村→「上」村→「植」村という変遷過程を想定したい。「植」村はその後「大古根」村と合併して「植大」村となり、現在は阿久比町の南端の大字となっている。

なお、「英比」が「エイビ」ではなく、「アグヒ(イ)」であることは、後述の藤原木簡(2)に「阿具比里」とあり、2字表記の法定外である神社名が「阿久比神社」(『延喜式』)であり、それが中世の『尾張国内神名帳』に見える「従二位上英比天神」であることは、後者の神社歴名のあり方によっても、確かめられるところであろう。海老が多く棲息していたから「えび郷」と名づけたという珍説は論外としても、阿久比に伝わる菅原道真流謫と結び付けられた「英比丸」^{えいひまる}伝説も、後世の創作である。英比丸と国守との歌のやり取り(「海老の子はまだ日経たねど親に似て」という歌に、「海老」と「英比」が懸けられている)などは、漢風の詠みに馴染んだ地域文人の手になるもので、おそらくは、織豊期のこの地における連歌興行の盛行、あるいは元禄期におけるその再興を契機として(連歌と天神信仰の密接な関係によって)、道真とその子孫の流謫伝説を構築したという文化的背景があったものと、私は考えている。少なくとも、管見の限りでは、この伝説が文献に登場するのは近世後期である。

地名において、「英」を「エ」「エイ」ばかりでなく「ア」と訓む例があることは、志摩国の英虞郡・英虞湾が有名であるが、『和名抄』を通覧しても、伊勢国鈴鹿郡英多が「安加多」(大東急記念文庫蔵本。以下「東急本」)、英太が「阿賀太」(天理図書館蔵本。以下「高山寺本」)、飯高郡英太が「阿加多」(東急本)・「阿賀太」(高山寺本)など、多くの例がある。他国では、伊予国濃満郡英多は「阿加多」、播磨国飾磨郡英賀は、「安加」である。

郷里制の時期にかかわって、もう2点、問題となる木簡が存在する。

(18)・尾張国知多郡入海郷□×

・□三斗 □□×

(16)・尾張国知多郡□□郷

・須佐里丹比部小宮大□

がそれで、前者は、下部折損のため、郷里制か郷制かの判断が出来ない木簡である。『平城宮発掘調査出土木簡概報(十九)』(1987年)によれば、平城宮東大溝SD2700・JN27地点出土で、同地点からは「天平宝字六年十□」の紀年銘をもつ木簡が伴出しているので、それを勘案すると郷制下のものとも考えられるが、この溝は大きく6層に分けられるので、下層であれば状況は違ってくる。同『概報』には、木簡(18)の出土層については記載がない。いずれにせよ、『和名抄』不載の郷名を記すものであるから、奈良時代の知多郡の郷数は、『和名抄』の数字を上回ることになる(この木簡については、後にもう一度触れることになる)。

後者は、残念ながら郷名の釈読が出来ないのだが、おそらく、この木簡と関連するであろうと思われるのが、

(26) 須佐里丹比部百嶋

である。『平城宮木簡 二』(独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、以下奈文研と略す)の「解説」によれば、出土層位から見て天平初年の荷札で郷里制の里と考えてよいとされている。同「解説」は、したがって、『和名抄』の郷名とは単純に比較は出来ないがと断った上で、須佐郷の存在と丹比部の分布を根拠として、出雲国に求めるのも一案と言っている。しかし、木簡(16)が出土し、尾張国知多郡の須佐里に丹比部が居たことが確認された現在では、この須佐里もまた尾張国知多郡に比定するのが適切であろう。(16)・(26)ともに、「丹比部」を「舟比部」のように書いていることも傍証になろうか。「丹」を「舟」のごとく書く例は、若狭国小丹生評(遠敷郡)においても見られるところである。木簡(26)をどう見るかにかかわりなく、(16)に言う須佐は、須佐村(現在は、南知多町豊浜の一部である)をその故地とする以外にはありえないであろう。

須佐に関しては、『万葉集』の

あぢの住む渚沙の入江の荒磯松吾を待つ児ら
はただひとりのみ (巻11 - 2751)

あぢの住む渚沙の入江の隠り沼のあな息づかし見ず久にして (巻14 - 3547)

の2首に見える「渚沙の入江」が、豊浜の須佐湾であるという考え方が、近世後期の尾張における地誌類以来述べられてきた。前者は「寄物陳思」、後者は東歌の「未勘国」に収められている。『万葉集』研究史の上では、場所不明説を中心に、紀伊国有田郡説(東歌ということをも前提とすれば、この説の場合は、両歌別所説に立つのは必然である)なども主張されてきたものである。これに対して、松田好夫氏が、この2首は「潜在的問答歌」(この歌に限らないが、『万葉集』において、別のところに採録されていたり、別伝とされている歌が、本来は一对の問答歌であるものとする)であり、この「渚沙の入江」は豊浜の須佐湾であると主張された⁽⁵⁾。この松田説は、東海あるいは東海・北陸の万葉歌について特に解説している諸書においてはおおむね採用されているのだが、東歌における「既知国」の範囲が遠江・信濃以東であることから、尾張では東歌にはならないということで、総合的な『万葉集』注釈書では、ほとんど無視されている。しかし、両歌をまったく別のところと考えなければ、紀州説は成立しないであろうことは既述の通りであろうし、「東歌の範囲」における対案が提起されているわけではない。

この中であって、松田説を、東歌の範囲と、尾張国の須佐の地名が古代においても存在した保証はないという2点において否定し、浜名湖の支湖である細江湖の西北端の寸座の入江であると主張されたのが久曾神昇氏である⁽⁶⁾。木簡(16)が出土した現在、久曾神氏の批判の一つは解消された。実はこの批判は、寸座説にもそのまま当てはまる。久曾神氏に限らず、批判は、基本的には巻14の東歌の「既知国」の範囲が遠江・信濃以東であることに尽きるのである。しかし、これは案外難しい問題を含んでいるのではあるまいか。例えば、東歌の「雑歌」部における遠江不在を、脱漏と片付けてよいのか。「既知国」の範囲が、そのまま「アヅマ」なのか。三河と遠江の間に一定の境界があることは確かだが、両者の一体性を強調する見解もあり、少なくとも歴史学の立場からすれば、「

東国」の範囲は、重層的である⁽⁷⁾。

ただし、紀伊国に固執することが無ければ、このふたつの「渚沙の入江」を全く別場所と考えるのは無理なのではあるまいか。『評釈万葉集』において、前者を紀伊国有田郡、後者を東国であるとして両者を分離された佐佐木信綱氏は、90歳の1962年、この2首を並べて揮毫し、知多郡須佐湾の海岸にそれを刻んだ歌碑が建立された。これは「渚沙の入江」=須佐湾という認識無しにはありえないことであろう。佐佐木氏は、この地を東歌として採録されるべき範囲として認められたというべきである。この歌碑は、台風で倒壊したが、修復の上、南知多町豊浜小学校の前庭に移築されている。

いずれにせよ、須佐の地を豊浜に求めることは、無理がないと思われる。とすれば、その地を「コザト」として含む「□□郷」は、どうなるか。

吉田東伍『大日本地名辞書』には、但馬郷について「今師崎、大井、豊浜、河和、布土、富貴など、智多半島の東南端の地なるべし。近世は田島庄と云ふ、但馬を田島となまりたるなり」とあるが、この理解からすれば、須佐の地は豊浜村であるから、但馬郷ということになる。前述の『寛文村々覚書』と『尾張徇行記』では、須佐村は鴻庄であって、但馬=田島庄ではないが、鴻庄そのものが他に所見がなく、地域も狭小なので(鴻庄の位置と境域については、図1参照)、但馬郷・但馬保・但馬庄に包摂されていたものと見ることも出来るかもしれない。

この木簡(16)については、『愛知県史 資料編』の編集に際して、私自身、愛知県史の調査に当たる委員とともに、奈文研の館野和己氏の立会いの下に、熟覧の機会を持ち、意見も交換しながら釈読を試みるがあったが、その段階では、読みきれなかった。印象として、「但馬」は無理に思えたのだが。

これが、但馬郷でないとする、(位置関係からして、『和名抄』所載の他の4郷ということは、考えにくいから)知多郡の郷数は、さらに、もう1つ増えることになるのだが、後述する「入海郷」との関係は、検討を要する。

さて、知多郡に関しては、「五十戸」表記の段階の木簡は、現在までのところ発見されていないが、「里」表記のものは7点あって、とくに、地名の問題について検討すべきものがある。

まず、

(1)・辛卯年十月尾治国知多評

・入見里神部身閑三斗

であるが、評制下のもので、辛卯年は持統5(691)年にあたる。「入見里」はかつては「入家里」と釈読されていたものであるが、それでは、故地比定の手がかりがなかった。『愛知県史』の編纂にあたって再釈読を行い、奈文研の承認を得て、『愛知県史』(資料編6)において、「入^(見)□里」の釈文を採用した。その後、奈文研編『評制下荷札木簡集成』(東京大学出版会 2006年)において、「入見里」と確定された。

私は、これを先述の「入海郷」の前身であると考えている。入見の「見」は甲類の「ミ」、入海は母音連結の回避によって「イリ(ル)ミ」となるが、海は「字美」であるから、この「美=ミ」も甲類である。そうした原則だけではなく、実際に、参河国の「碧海郡」が「青見評」と表記されていたこと(訓は「アヲミ」)が、石神遺跡出土の木簡の

・三川国青見評大市部五十戸人

・大市部逆米六斗

というものによって確かめられている。「青見評大市部五十戸」は、『和名抄』に記された碧海郡の大市郷の前身である。大市部五十戸は、大市部里を経て大市里となり、大市郷へと定着する。「青見」から「碧海」への変化は、まさに「入見」から「入海」への変化と軌を一にする。古代の碧海郡は(近代のそれとは異なり)海に面しては居らず、その意味では「好字・嘉名」としての地名表記の可能性のあるのに対して、知多の入海里はおそらく「入り海」の地であることに本義があり、入見の「見」は、字義にかかわらず字訓によって使用された借字と考えたい。

この入見里=入海郷がどの地に比定できるか。直接的な遺跡地は存在しないが、現在、神社として入見神社(南知多町内海)と入海神社(東浦町緒川)が存在する。神社は、しばしば地名と関係

するから、そのどちらかが対象となる可能性がある。地名も入見と入海の両方があるのだから、(私のように、それを同一のものとは考えずに)それは別のものだとして、入見里と入見神社、入海郷と入海神社を関連付けることによって、それぞれの境域を想定することも、まったくありえない話ではないのだが、事はそう簡単にはいかないのである。式内社としては、入見神社があるのだが、中世の『尾張国内神名帳』では、写本によって、入海天神があっても入見天神はないもの、入海天神と入見天神が併記されたもの、入海天神を愛知郡とし入見天神を知多郡とするものなどがある。例えば、如法院本には従二位上入海神社はあるが、入見神社はのっていない。ところが、如法院本そのものに「異本」として書き込まれている部分(前述の久須天神と同じ形)では、従三位入^(見)海天神(この傍書は、さらに別の異本では「入江天神」と書かれていることを示す)と従二位入見天神が併記される。白石文庫本では、愛智郡に従三位入海天神、智多郡に従二位入見天神があり、大日神社本では、正三位入海天神、国学院大学図書館本では、従二位入海天神である。天野信景は、『参考本国帳』(元禄12年奥書)において、神名帳の諸本校合を行った上、「従二位入見神社、天神、一本作正三位入海 在内海莊中郷村、俗称八王子」と述べこれを式内社とし、『尾陽神名帳集説』においても同様の見解を記している⁽⁸⁾。入海神社については、『張州府志』もやや微妙な書き方をしている。

知多郡内の式内社は、入見神社・阿久比神社・羽豆神社の3座であり、尾張国内では、最低の数であるだけでなく、とびぬけて少ない。尾張国には、121座あり、最大は中嶋郡の30座、知多郡について少ない海部郡でも8座ある。もとより、古代においても、式内社以外にも多くの神社があったことは、『出雲国風土記』を瞥見しただけでも、容易にわかることであるが、それは、他の郡についても言える事であるから、やはり古代知多郡における神社の少なさは、際立っているとしなければならないであろう。古代寺院跡ともあわせて、注意しておく必要があると思う。

神社名のことはともあれ、地名としての「入り

海」を考えたとき、緒川の場合には、衣が浦全体がいわば入り海であり、その中の特定地点のみを、そのように名づけるあるいは自称するというのは、やや考えにくいのではあるまいか。それに対して、入見神社の鎮座する内海の小平野は、入海あるいは内海の地名が理解しやすい(入見神社の現在地そのものは、この境域内からではあるが、動いているという伝承を持つ)。入見から入海へ、そして古代の後期になって、内海へと変化したものと考えたい。前者の場合、文字は変わっても訓みに変化はなかったが、後者は文字とともに訓みもあわせた地名の変化である。それが自然発生的な、漸移的な変化であったのか、何らかの意志が働いた特定時点でのものなのかは、わからないけれども。

(16) (26) が但馬郷でない場合には、須佐里の位置から考えて、入見＝入海郷である可能性もあると思われる。というのは、この郷の位置についての私見が正しいとすると、それは富具郷と但馬郷の間に入ることになるからである。もし、「□□郷須佐里」が、これ以外の郷であるとする、富具郷以南に4郷が集中することになるが、やや過密ではないか。入海郷の可能性を含めて、奈文研における釈読の進展を期待したい。

ついで、

(2) ・甲午年九月十二日知田評

・阿具比里五^(木カ)□部皮嶋□養米六斗

であるが、「阿具比」が「アグヒ(イ)」であること、それが「英比」に引き継がれること、神社名は阿久比神社であることなどは、すでに述べた。甲午年は、持統8(694)年であり、その12月には藤原遷都が行われた。その直前の養米付札である。「知田評」は、木簡では唯一の例であるが、「知多」の地名を考察する際に、「多」の字義にこだわってはいけないことを示すものである。

(5) 尾張国知多郡大御野里在京人
という木簡も、注目される場所である。「在京人」というのは、鎌倉時代には、特定の任を持つ存在であるが、古代において、どういう意味を持つかがわからない。奈文研の「木簡データベース」で検索しても、他に例がない。短冊形の一端に左

右から切込みを入れ、他の端にはそれがないいわゆる6032型式で、方頭形である。この形式のものは、付札が多いとされているが、「長屋王邸跡」の出土木簡で、多様な性格の木簡のなかの一つであって、用途を特定することが、現在の私には出来ない。伴出木簡の分析が必要で、他日を期すではない。ただし、「在京人」なのだから、少なくとも知多郡からの貢進物付札ではない。他の知多郡関係の木簡とは、性格が異なる。

ここに見える「大御野里」という地名も、この木簡の出土以前には知られていなかったものである。郡及び3字表記であるから、大宝元(701)年から和銅6(713)年の間に時期を特定できる木簡である。知多郡の里数がまた1つ増えたわけである。2字表記に転換するに当たって、里そのものが消滅することはあり得ないであろうが、私は、これが「大野」に改められたのではないかと考えている。文字は変化したが、訓みはそのまま「オオミノ」だったのではあるまいか。上毛野・下毛野が上野・下野になった後も、「カミツケ」・「シモツケ」であったのと同様の事態を想定したのである。それがやがて文字に惹かれて「オオノ」になったのではないか。「味蜂間」を「安八」に変えたために、「アハチマ」であったものが「アンパチ」になってしまった、あるいは「穂」を「宝飯」として「ホ」と訓んだものを、文字の誤写から「宝飯＝ホイ」になってしまったごとくである。これはあくまでも一案であるが、現常滑市の大野に比定したい。

さらに、

(9) ・尾張国知多郡^{御宅里}□□□

・大塩尻

もまた、別の里の存在を確認している。郡・里であるから、大宝元(701)年から霊龜3(717)年の間の木簡である。御宅里もこれまで知られていなかった里名である。今日に伝わる御宅あるいは三宅地名が、どこまで遡れるか、また、それは間接的にはあれ屯倉の存在を証明することになるのかということは、個別に検討されなければならない問題である。しかし、8世紀初頭に於けるこの里名が、屯倉の遺称である可能性は高いと

思う。かつて、私は、この御宅里の故地について、2つの可能性を論じたことがある。一つは、知多半島内唯一の「三宅」地名である名和の字名、東三宅山・西三宅山・南三宅山・北三宅山の一帯を想定する。もう一つは、大塩尻を固形塩と考えることにより、『延喜式』の主計式及び大膳式に見える「生道塩」が、「搗いて一斗ばかりになる堅塩」であるという大膳式の頭注に基づき、大塩尻を生道塩の前身と考えることによって、東浦町生路（生路は、中世までは生道であった）をそれにあてる。そして、前者については、その地は、当時は愛知郡に属していた可能性があるものとして、無理があると考え、一案として後者を候補としたのであった⁽⁹⁾。しかし、その後の検討によって、大膳式の頭注は、直ちに古代の事情を示すものではないかもしれないと考えるようになった⁽¹⁰⁾。とすれば、この故地比定にも問題があるということになる。

そこへ提起されたのが、早野浩二氏による、松崎遺跡（東海市大田町）＝屯倉説である⁽¹¹⁾。それが成り立てば、御宅里をここに比定することは、自然である。

もう1点、検討しなければならない木簡がある。

(7)・尾張国知多郡口里日置部得

・万呂御調塩三斗 和銅六年十月十五

(「日」字は書き落としている。)

がそれで、和銅6(713)年10月だから、里名の表記が1文字であることは問題ないのだが、(16)とともに、直接熟覧・検討する機会を得たにもかかわらず、残念ながらこの1文字を読みきれなかった。

以上のごとく、これまでに確認された古代知多郡の郷あるいは里は、『和名抄』所載の番賀・贄代・富具・但馬・英比の他に、入海(入見)・大御野・御宅である。この中に、1文字で表記できるもの(つまり、元来1文字で表記されていたもので、それを2文字に改めた結果として生じた表記であるもの)は、見当たらないと思う⁽¹²⁾。とすれば、ここにもう1里、未知の里の存在を認めなければならないであろう。

2. 古代地名の故地(まとめ)

もう一度まとめてみよう。里制下の地名として、贄代・阿具比・入見・御宅・大御野そして1字表記の某里の6里がある。郷としては、番賀・富具・但馬・入海があり、贄代は郷名としても見え、阿具比里は英比郷に引き継がれる。里制から郷里制への転換に際して、突然里が消滅したり、逆に郷が析出されてくることは考えにくいから、8世紀初頭段階の知多郡には、少なくとも9里(郷)、場合によっては10里(郷)が存在していたことになる。

私見では、入見は入海に表記変更されたと考えるので、これは1つとして数えることにする。一方では、コザトである須佐里をふくむ□□郷が入海郷あるいは但馬郷ではないとすると、さらに1郷を加えなければならなくなる。『和名抄』所載の知多郡郷数の2倍である。木簡の出土如何ではさらにそれが増えることも考えられよう。『和名抄』所載の尾張国の郷数は、高山寺本では62、東急本では69、名古屋市博本では65である(東急本では高山寺本にはない神戸郷3、余戸郷と駅家郷各2が加わっている)。これに対して、8世紀の事態を反映していると言われている『律書残篇』は、尾張国の郷数を109としている。

木簡という一次史料によれば、知多郡の場合は『律書残篇』の記載のほうが実態に近いということである(別表II)。

「五十戸一里」というのが令制の原則である。編戸と里の編成が、現実にもどのように行われたのかということは必ずしもはっきりしていないが、「サト」というものが「五十戸」と表記されていたこと、それが天武末年から持統初年に掛けて「里」表記に転換すること⁽¹³⁾、その里制が郷里制に、さらには郷制へと移行することが、現実の地域社会の構造や戸の在り方への対応を含むものであることを踏まえれば、8世紀前半の時点において、知多郡に10里が存在したことはそれなりの意味があったと考えなければならない。

『戸令』定郡条には、「凡郡。以廿里以下十六里以上。為大郡。十二里以上为上郡。八里以上为中郡。四里以上为下郡。二里以上为小郡」とあって、もし

『和名抄』段階でもこの規定が生きており、『和名抄』の郷数とその段階の実態を表すとすれば、知多郡は下郡であるが、8世紀初頭においては中郡であり、場合によっては上郡の可能性すらあるということになる。『職員令』によれば、郡司の定員も、以下のように、郡の等級によって異なっている。

大郡：大領1人 少領1人 主政3人 主帳3人
 上郡：大領1人 少領1人 主政2人 主帳2人
 中郡：大領1人 少領1人 主政1人 主帳1人
 下郡：大領1人 少領1人 主帳1人
 小郡：領1人 主帳1人

中郡であれば、郡司の4等官は一応すべて揃うことになるが、現実の知多郡司は後述のごとく下郡の定員にも及ばず、欠員があった。

おそらく「五十戸一里」とは異なる原理によって統合・再編成されたであろう『和名抄』の郷数に、戸数を掛けて人口規模を想定すると言うのはほとんど意味を持たないと思うが⁽¹⁴⁾、「五十戸一里」原則がそれなりの意味を保持していたであろうと思われる8世紀初頭において、知多郡に500戸の戸数を想定することはあながち荒唐無稽とは言えないであろう。もっとも、1戸の人数が不明であるから、人口規模を厳密に推定することは出来ないのだけれども、約10,000人ということもありうることになる⁽¹⁵⁾。また、この時期の里は、戸数を基準にして定められているのだから、厳格な意味での里境を引くことは出来ないであろう。そのことを前提としつつであるが、それぞれの里の、中核的位置について再度まとめなおしておきたい。

知多郡の北端をどこに求めるかということについて、少し詳しく論じておく必要があると思う。まず第1に、「あゆち潟」をどこに想定するかという問題がある。この点について、万葉学者によるものとして加藤静雄氏の想定図がある(図2)。

言うまでもなく、万葉歌の高市黒人作「桜田へ鶴鳴き渡る年魚市潟潮干にけらし鶴鳴き渡る」(巻3-271)と作者不詳歌「年魚市潟潮干にけらし知多の浦に朝漕ぐ舟も沖に寄る見ゆ」(巻7-1163)の理解にかかわるもので、伊勢湾台風における浸水地域を踏まえた解釈である。この見解は、万葉研究において関係者の間で定説化して

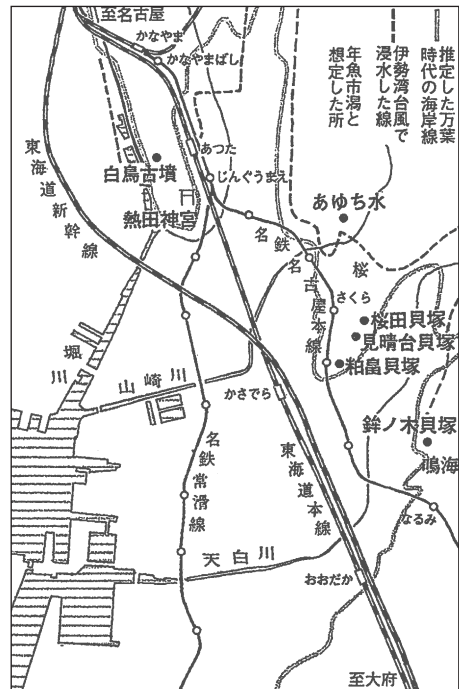


図2：加藤静雄『万葉の旅一人と風土—⑫ 東海』(保育社 1986年)挿図を引用。

まったく同一の地図が、市瀬雅之他共著『東海の万葉歌』(おうふう 2000年)にも採録されている。当該項目の執筆者は、佐藤隆氏。

いるものであろうか、佐藤隆氏によっても、まったく同じ図が使用されている。

確かに、伊勢湾台風における浸水域は重要で、私自身もこれを援用したことがあるが、それがそのまま「アユチ潟」を再現するものではなく、考古学上の知見を踏まえば、この図にはならない。この地帯は遺跡の顕著な密集地帯であるが、加藤=佐藤説によれば、これらの遺跡は、氷上姉子神社やカブト山古墳(消滅)を含めて、すべて海中に没してしまうのである。森勇一氏による図3を採用すべきであると、私は考える。

第2の問題は、図4に見える、やや離れてまとまる2つの遺跡群をどう理解するかということである。煩を避けるために図に対応する一覧表は省略するがここに掲げられた遺跡は、平安時代に始まる④や⑳などを除いて、後代までつながりつつ、奈良時代の遺物が出土するもので、後述する古墳自体は入っていないが、古墳時代の集落跡を含んでいる。



図4：『あゆち潟の古代』（1998年企画展図録 名古屋市博物館）の挿図を引用。

①がトドメキ遺跡、②が松崎遺跡である。

の英比郷の北か南のどちらかに元来は1字表記されていた某郷が来る。それがどちら側なのか、現在知られている史料による限りは推定する手がかりがないが、可能性としては、入海郷が東浦だとすれば南側、そうでなければ北側となる。いずれにせよ西海岸にもっていくのは難しいのではあるまいか。大まかに言って、図5となる。再度念を押すが、この時代には、後代のような意味での郷間の境界線はない。

以上のような想定が可能だとすると、伊勢湾岸

側と衣浦＝衣が浦側、そして中央地帯とではかなり地域のあり方が違っていった可能性があるように思われる（ついでのことながら、私は、「衣浦（きぬうら）」というのは、かなり乱暴な地名破壊の一例であることを、折に触れて述べてきた。「馬場」が「有楽町」になり、「成岩」の一部が「青山町」になったのとは意味が違うと思う。後者については、批判は批判としてあるに違いないけれども、地域に住む人たちの思いが反映していることも事実であろう。衣が浦→衣浦には、そのような「必

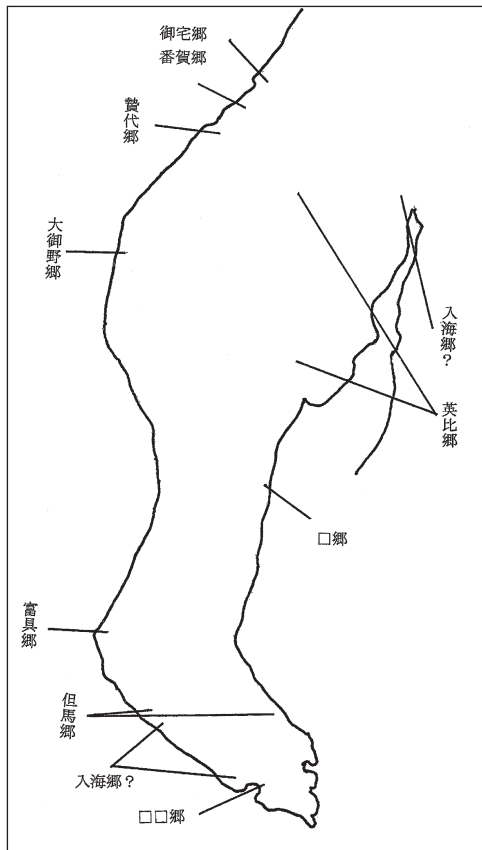


図5：郷分布図

要性」も必然性もないし、歴史的環境・歴史的な地域間のつながりについての考察の手がかりさえ失わせるものである。地名は一つの歴史的文化的財である。それが否定的役割を果たす場合もあるから、すべてを固守することは、時には誤りに陥りかねないけれども、「平成大合併」に際して、「地名を殺すな」の声があがったのも、けだし当然のことであった。

知多半島の地形をごく大雑把に概観すると、中央部を南北に丘陵が連なっており、東西の海岸部にそれぞれ小平野が存在するが、この丘陵を名和・加木屋ラインから阿久比にかけて分断する形で中央部の小平野が存在する。この丘陵部が生産や生活の場として登場するのは、平安末期の窯業生産の開始以後のことなのである。古代に於ける村落の分布は、この構造に規定されている。あわせて、古墳の分布について確認しておこう(図6)。

知多半島には、前期のカブト山古墳を除くと、

後期の古墳しか存在しない。『南知多町誌』(1991年)では、島嶼部の古墳についての詳しい記事とともに、半島部においては、調査された古墳が少なくその全容はつかめないが、組合せ式石棺直葬の釈迦御堂古墳(東海市)の他は、横穴式石室をもつとし、数基は6世紀に遡るもののその他は7世紀の築造であるとしている。

なお、二子塚古墳(阿久比町宮津)は、半島唯一の中期前方後円墳とされてきたが、これは疑わしいと思われる。『阿久比町』本文編(1993年)は、この古墳の状況について疑念を含めて丁寧に解説されている。該当項目の執筆者は、河合健治・坂部文雄の両氏であるが、監修者であった私の意見を入れて、「さいわい、町指定の史跡として大切に保存の措置がとられているので、軽率な判断を避け研究の深化を待ちたい」との一文を書きとどめている。文化財保護の立場からの、この見解は尊重すべきもので、私も共有するものであるが、直接調査に当たった故伊藤稔氏のご教示も含めて、これを中期の前方後円墳としての地域史の立論は出来ないと思う。少なくとも、知多臣と関連する可能性を示唆した旧稿(『半田市誌』1971年)の指摘は、撤回したい。

さて、先述来の私見によれば、三ツ屋第1・2・3号墳などは、愛知郡に入る。そして半島唯一の前期古墳であるカブト山古墳は、知多の特質ではなく、まさにあゆち潟の歴史的な性格にかかわって論じられるべきものである。中期古墳の非存在のもつ意味については、後述するが、知多の後期古墳は点在するものを除き、3つのグループに分けられるであろう。一つは、御宅里・番賀里一帯のグループで、後述するような製塩との関係が深い住民のものであろう(もちろん漁業との関連も深く、後背の丘陵地の利用とも結びついている)。次に、半島先端部の群集墳の様相を見せるグループで、これは島嶼部のそれと、相対的に区別されながらも、強いつながりを持つ海民的色彩の強い住民のものであろう。さらに、阿久比谷のラインに沿って展開し半田から武豊の海浜部に至るもので、その北部地域の住民は、小規模ながら農耕的色彩を持つといえそうである。贅代から富具に至

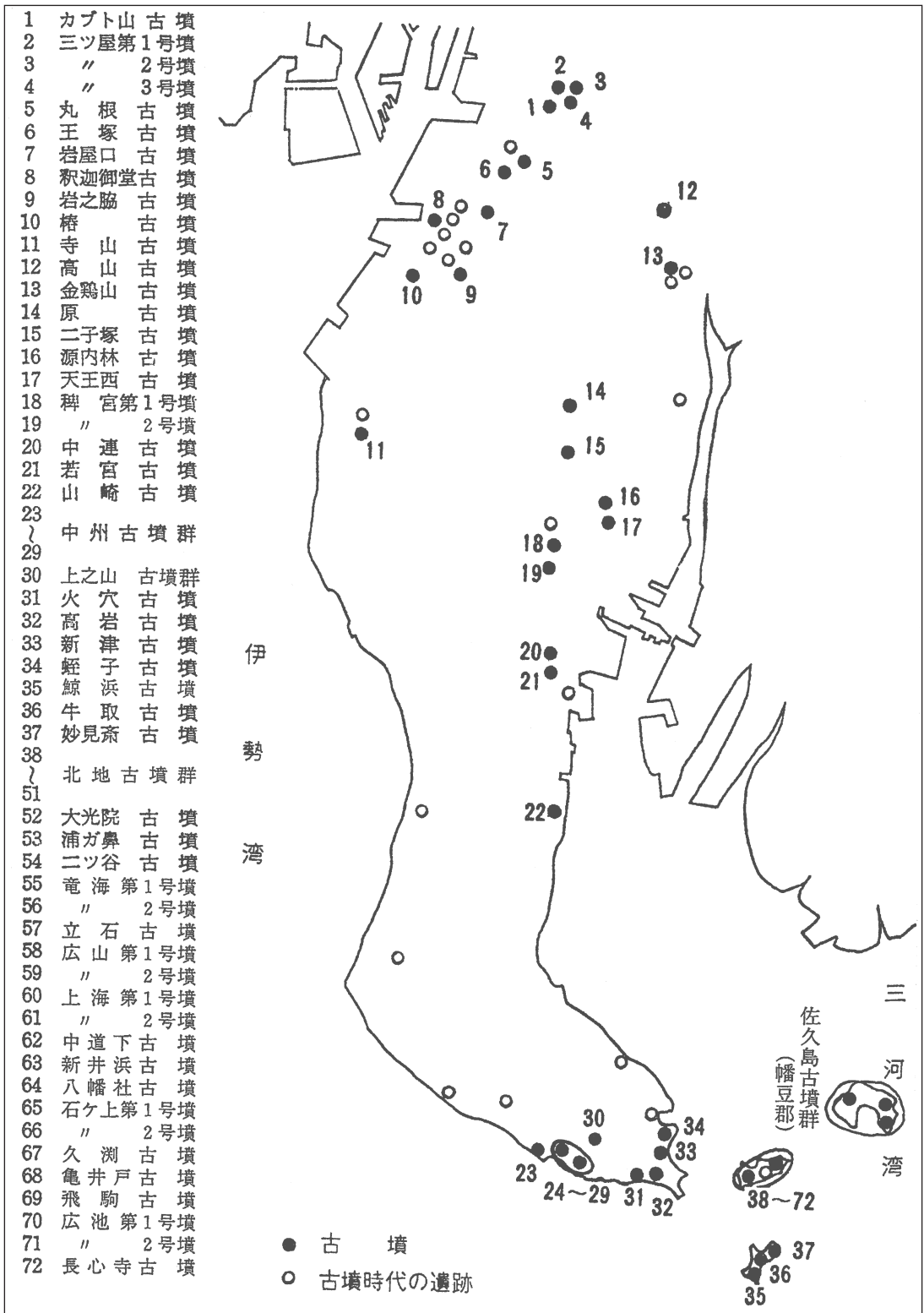


図6：知多半島の古墳と古墳時代遺物包含地
 (『南知多町誌』本文編より引用)

る海浜とその縁辺に、それが見られない理由は判然としなない。ただし、この地には奥田廃寺がある。

3. 人名から追求する

知多関係の既知の木簡には、17名の名前が見出される。この中で「和尔部臣牟良」(13)が、臣姓を有しているのが唯一の例外で、後はすべて無姓の部であって(以下これを「部姓」とする)、和尔部の他に、神部・五木部(五百木部)・白髪部・日置部・田部・丹比部が確認される。部姓といっても、それは系譜的な問題であって、この時代には一般公民であるけれども、かつては、この地に部民が設定されていたのである。最も注目されるのは和尔部であるが、まず、それ以外の部について、見ておこう。

白髪部は清寧天皇の、丹比部は反正天皇の、それぞれ名代・子代である。ともに、これまでのところ尾張国の他郡では確認されない。時代的に見て、丹比部は尾張国内においては最も早く設定された名代である。田部は、屯倉の耕作民であるから、御宅里の存在と対応している。もっとも、知多の屯倉は、領域的には比較的小規模だったのではないかと考えられるので、半島の北部に位置したであろう屯倉と、田部得石の居た但馬郷とは隔たっている。公民化した後に移住したのであろうか。

五木部(五百木部)は伊福部とも書かれる。名代・子代であるという説もあるが、内廷に勤務し天皇の食饌を煮焚きする火吹を掌るものとする説が有力である。日置部は、神霊を迎えるために灯す聖火の材料調達や製作を担当した。いずれも、内廷に深くかかわる品部である。白髪部・丹比部・田部と同様に、五百木部も日置部も尾張国内の他郡には見られないが、『延喜式』神名帳によれば愛知郡に伊副神社と日置神社があり、『和名抄』によれば、海部郡に伊福郷と日置郷がある。氏族名や部名を負った郷名や神社名は、その氏族や部、あるいは部の管掌者である伴造の居住に由来すると言われているから、海部郡や愛知郡にもこれらの部が存在したかもしれない。知多の部を管掌する伴造が、愛知郡や海部郡に居たというのも、少し考えにくいのであるが、検討事項かもしれない。

なお、『万葉集註釈』所引「尾張国風土記」逸文には、愛知郡日下部郷伊福寺(村の誤記)が出てくる。

神部(みわべ)は、三輪(美和・神)氏の部曲であろう。なぜ、この地に支配が及んでいるのか不明だが、『和名抄』では、中嶋郡に美和郷が見られ、『延喜式』神名帳に名神大の格を持つ大神神社がある。こうした関係は、伊福部・日置部と同様である。

和尔部(「丸部」も「ワニベ」である。「丸」を「ワニ」と訓むことは『万葉集』にも例がある)は、知多木簡において、実に10例を数える。数が多だけでなく、番賀・贄代・富具・英比の4郷にわたっている。これは、木簡の出土状況によってもたらされた偶然性によるものではなく、知多における和尔部の位置を反映したものと見るべきである。

「天平六年尾張国正税帳」(「正倉院文書」)⁽¹⁶⁾の末尾にあたる断簡には、奥書及び国司の署名部分の直前に、倉に関する記述があり、それに続けて

郡司少領外従八位上勲十二等和尔部臣「若麻呂」
(「」内は自署)

主帳外少初位上勲十二等伊福部「大麻呂」
(「」内は自署)

と記されている。この倉と郡司の記載は、『和名抄』などの郡の記載順序から見ても、知多郡のものであると考えてよい。木簡(2)によって、伊福部=五百木部の知多在住が証明されるから、和尔部臣と伊福部の同時存在もその傍証となろう。和尔部の中には、臣姓を帯び、知多郡において郡司少領を勤める地域の有力者一族が居たのである。当然のことながら、和尔部の地域的管掌者の位置にあるものであろうが、一方ではそのような人的・族的管掌と平行して、その関係を越えて地域全体を管掌する郡司として、有力化しているのである。留意しなければならないのは、前述の(木簡において臣姓を記す唯一の人物である)和尔部臣牟良は、若麻呂と同族であろうが、この牟良が属する郷の郷長である和尔部安倍は、部姓のままであることである。そして、主帳という第4等官であるにせよ、郡司の末端に連なる伊福部大麻呂もまた、

姓を持たぬ部姓者なのである。

直木孝次郎氏は、かつて「部姓の郡司」の分析を行い、部姓者のうちから在地豪族として有力化するものは、畿内を遠ざかるに従って増加する傾向があるとされ、畿内とその近接地以外では、部姓者が階級的に分化し、土豪層を析出していることを論じられた。伊福部大麻呂は、まさにその一例であるが、姓の有無はそれなりに当該地域における勢力関係を表すであろうけれども、絶対的なものではないことを、安倍・牟良・大麻呂らの存在が物語っていると言えよう⁽¹⁷⁾。

ところで、当時の知多郡が下郡ではなく中郡であること、上郡であった可能性すらあることを前述したが、「正税帳」に見る限り、天平6(734)年という時点で、実際に就任していた郡司は少領1人・少帳1人で、「職員令」の規定に照らすと、下郡であってなおかつ本来置かれるべき大領が不在(欠員)であったという事態である。郷里制下の時期であるから郷里表記の木簡のみを数え(それは、「□□郷須佐里」が、他の郷とは別のものだとしても6郷にしかならない)、この時期までに統合が進んでいたのだとする考え方もありうるかもしれないのだが、同じ「正税帳」の他の郡司の例を見ると、そのような状況を認めることは到底出来ない。すなわち、海部郡と中嶋郡では、主帳が3人居り、春部郡では2人居る。「職員令」によれば、主帳が3人置かれるのは大郡(「戸令」定郡条に寄れば16里以上)であり、2人置かれるのは上郡(同じく12里以上)である。『和名抄』の郷数は、海部郡が12、中嶋郡が10だから、海部郡が辛うじて上郡、中嶋郡は(8里以上の)中郡である。規定どおりならば、海部郡は主帳2人、中嶋郡は1人ということになる。また春部郡は7里であるから、主政を欠き主帳は1人の下郡に相当する。規定が守られているとすれば、天平6(734)年段階では、郡司数から判断して、『和名抄』所載の郷数に比して、海部郡は1ランク、中嶋郡と春部郡は2ランク上位に相当する郷数を擁していたと見る他はない。そして、『律書残篇』に照らしてみれば、これは無理のない想定である。郷の再編は、地域構成の基本にかかわることで

あって、知多郡だけにおいて、統合・再編が進んでいたと考えるわけにはいかないであろう。だとすれば、これは郡のランクの問題ではなく、その事情を明らかにすることはできないけれども、「何らかの事情による郡司の欠員状態」と考えなければならないであろう。

木簡に頻出するというこのみならず、郡司や郷長の地位を有するものとして、知多においては和尔部氏は重要な位置を占めている(以下、一般的な意味で用いるときは、「ワニ氏」「ワニベ」の表記を用いる)。さらに注意すべきものとして、『日本書紀』孝昭天皇6年正月庚子条に見える和珥臣氏の始祖伝承とそれに対応する『古事記』の記事がある。『新修半田市誌』・『海人たちの世界』に図示したが、念のため再掲する(図7)。

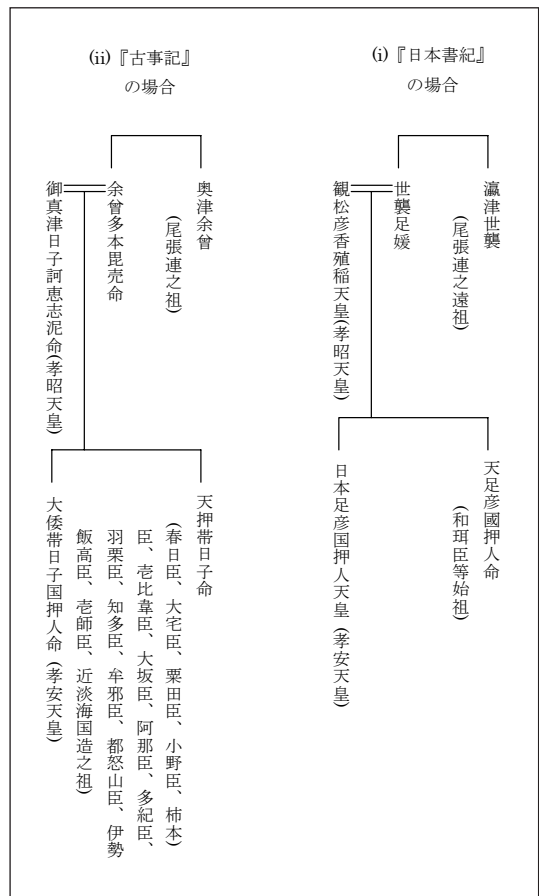


図7：尾張連と知多臣関係系譜

尾張氏と天皇の関係を強調するこの系譜そのものは、継体大王と尾張氏の子媛との婚姻という史実を踏まえて加上的に造作されたものと考えられるが、知多郡の和尔部について考察する際に大事なものは、『日本書紀』において「和珥臣等始祖」とされているものが『古事記』では「春日臣」以下16氏の祖とされており、その中に「知多臣」が入っていることである。この点について、岸俊男氏は、知多臣というのは、「ワニ氏私有民たるワニ部の地方的管掌者——和邇部臣という氏姓はそれを示すと思う——が、地位の上昇につれて中央ワニ氏との結合の強さを同祖という形で表現し、本宗のワニ氏みずからもそれを認めて同祖系譜に組み込み、そのウジ名を居住の地名によって改めることをも許したのではなかろうか」と述べておられる。認めるべき見解であろうが、ウジ名の変更を一豪族が認めるであろうか⁽¹⁸⁾。

管掌者なしに部曲を支配・管理することは出来なであろうから、知多における和尔部の設定とその地域的管掌者としての和尔部臣（姓を付与するのは、王権そのものである）の認定は一体のものであろう。

岸俊男氏によるワニ氏研究は、広範な史料の徹底的な分析を試みたもので、間然するところの無い定説としての位置を占めてきたと思うのだが、これに対して再考を求める和田萃氏の新説が提起された。和田氏は知多については論及されていないが、ワニ氏の部曲としてのワニ部について、岸説を180度転換させ、ウジ名としての「ワニ」が、地名の「ワニ」に由来するのではなく、「ワニ部」を支配したことによって生まれ、そのワニ氏が本拠地としていたことによって、ワニの地名が生まれたとされたのである。このワニは、鰐鯨であって、漁民によって恐れられ、かつ神聖視されたものである。奈良盆地東北部に大きな勢力を持つ、王権につながる有力豪族が、若狭・越前に部曲を設定した際、それをワニ部として掌握し、それがやがて氏族名となったというのが和田氏の構想である⁽¹⁹⁾。もしそうであるならば、ワニ部は、中央豪族ワニ氏の部曲であるとともに、職業部としての性格を帯びることとなり、ワニ氏は、伴造と

しての側面を有することとなる。

臣姓の中央豪族であるワニ氏の位置の問題を始め、解かれなければならない課題は多いが、私は和田説は検討に値すると考える。少なくとも、知多における和尔部の存在を考える上では、国造たる尾張氏（『尾張国熱田太神宮縁記』に「海部是尾張氏別姓也」とあるように海とのつながりが深い）との共存の下での、ワニ氏による拠点的な漁民支配としての知多進出を想定するのが、わかりやすい。尾張氏とワニ氏の系譜上のつながりは、それを反映したものではないか。少なくとも、ワニ氏は、一般的にその私有民を拡大すべく知多に勢力を及ぼしたのではなく、特定の目的を持ってそうしてのではないか。直接的なワニの奉斎・貢進はともかくとしても、まさに海浜の民への支配である。

知多における和尔部は、文献史料的には製塩とのみ結びついている。しかしその和尔部の居住地の1つ贄代郷朝倉里の故地である朝倉村では、近世後期においても大いに鮫漁を行っており、その釣り針は参河海部の根拠地日間賀島の古墳から出土したものと、同じ形態のものであった（『張州雑誌』）。三河湾3島の海部の贄としての「佐米」の貢進は有名な史実である。和尔部が「ワニ=佐米」の漁労と貢進を行っていなかったとは言い切れまい。少なくとも令制以前、調と贄は未分化であった。

さて、直木孝次郎氏は前述のごとく、伊福部氏をも1つの例証としつつ、この地における部民の階級分化に言及された。和尔部臣氏と和尔部氏の間関係を見ても、それはある程度認められるであろうが、知多においては、顕著な階級分化に伴う卓越した地域豪族を析出するには至っていないと思われる。知多臣は、『古事記』にただ1か所だけ出てくる氏族であるが（『日本書紀』には見えない。そもそも『日本書紀』を含む六国史において、知多の記事は、『日本後記』延暦24（805）年7月丙子条の「尾張国智多郡地十三町賜中納言従三位藤原朝臣内麻呂」があるだけである）、その位置付けは岸氏の言われる通りであるにしても、その後の状況はわからない。令制下の郡司として現れる

のは、ほかならぬ和尔部臣氏であって、知多臣ではない。知多臣氏は、知多における和尔部の管掌者として、ワニ氏の擬制的同族の認証は得たものの、海浜部の漁業集団と小規模な農業集団を含めて知多全域を統合する地域権力を樹立し得なかったのであろう。中期古墳の不在は、そのことを示しているように思われる。知多地域は、令制下においても、部姓を負う住民による、比較的フラットな社会構造が作られていたのではあるまいか。

そのことを考える上で、「優婆塞貢進解」（『正倉院文書』）と古代寺院跡に注目したい。まず、「優婆塞貢進解」に知多の住民は、まったく姿を現さない。史料の偏在ということも考慮すべきかもしれないが、尾張の他の7郡では、いずれもそれが見られるのである。優婆塞本人あるいは彼が属する戸の戸主が有位者であることが少なくない事から見て、ある程度の経済的余力があることが出家者を出す条件だったと考えられる。それは、仏教文化の受容の条件ということにも、関連しているであろう。知多にはその条件が欠けていたとは言えない。

古代地方寺院の建立ということについても、同じことが言える。寺院建立にはそれなりの資力が必要であり、仏教を受け入れる素地も無ければならない。7～8世紀の寺院跡は、知多半島では3か所しか確認されていない。その中の1つトドメキ遺跡（東海市名和町）は、愛知郡であり鳴海廃寺や西大高廃寺につながる文化圏に属するものと思う。「知多郡」という限定をつければ、古代寺院は2か所である。富具郷に属する奥田廃寺（美浜町奥田）は、具体相が明らかでない。法海寺（知多市八幡）は、これとはかなり様相が異なり、白鳳時代から現代まで、同一地点での寺院経営が継続する重要寺院である。ただし、古代については、瓦は出土しているものの、寺院跡は確認されていない⁽²⁰⁾。

式内社が3社しかないのも、あるいはそれにかかわることかもしれない。神祇信仰に、経済的な条件はいらないであろうが、国幣を受けるとなれば単なる祠というわけにもいかないであろう。古代寺院・式内社の少なさ、中期古墳の不存在、優

婆塞貢進の事例が見られないこと、和尔部臣以外には部姓しか見出されないこと（ワニ氏同属系譜の中での知多臣の位置付けは、岸氏の説明が説得的であるが、それがどの時点における認証なのか、その後の知多臣と和尔部臣の関係がどうなっているのか、和尔部臣であれ知多臣であれ、和尔部以外に、どれほどの管掌力を持ったかなど、明らかでない）、これらはいずれも「海と海浜の世界」であって、他に卓越する有力氏族を析出しなかった古代知多の特質を表すものではあるまいか。

4. 貢進物から検討する

木簡に記載された貢進物においても、知多郡は、尾張国の他の7郡とはかなり異なる様相を呈している。木簡を対象とする限り避けられないこととして、ここでも「出土の偶然性」を考慮に入れなければならないが。知多郡木簡においては、「調塩」と明記したものを合せて「塩」木簡が卓越している。『延喜式』（主計上）によれば、尾張国では調・庸ともに塩があげられていて、海に面する知多郡からの塩木簡が出土するのも当然とも言えるが、今日までのところ、同じく海に面している海部郡・愛知郡のそれは1点も出土していない。まだ見つかっていないだけだという見方もありえようが、実は後述する考古学的知見においても、製塩遺跡は知多に限定されているのである。さらに、これは調査・出土の偏在によるものであろうが、調木簡そのものが、知多郡以外の7郡のものとしては、1点も見当たらないのである。そして、7郡全体として、2点の例外を除けば、すべて米の付け札であって、この米に関しては、表記法は多彩である。

まず、「酒米」が、ともにSD3035出土の「両村郷御酒米五斗」（『平城宮木簡 二 2252』）と「尾張國中嶋郡石作郷／酒米五斗九月廿七日」（『平城京木簡二 2251』）の2点ある。「天平六年尾張国正税帳」によれば、酒造用の米は赤米であり、正税を用いて購入し大炊寮に納めている。支出した正税（穎稻）の束数と購入された赤米の石数（粃摺りして米にしたもの）とが、換算基準で一致するから、等価交換である。酒を貢進するので

はなく、酒造用の赤米を貢進するのである。そうすると、今日までに知られている尾張最古の飛鳥京木簡「戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸／韓人部田根^(マ)春赤米斗加支各田部金」(『荷札集成』—22)も酒米である可能性が高い。戊寅年は天武7(678)年であり、「国」字を書いていないのも注目される場所であるが、「尾治」ではなく「尾張」表記であることも問題となる。「各」は「額」の省画異体字である。この場合には、貢進主体は個人である。同時に丈量責任者の名も記される。天武期における在り方として注目される場所である。

木簡では郷が主体、「正税帳」では国費を用いて国の責任で調達。この両者を整合的に理解しようとするれば、国が郷に対して、正税によって費用弁済して、郷から貢進させるということになるだろうが、郷ごとに5斗では、「正税帳」に記される量を到底充足できない。木簡の数字は貢進すべき量ではなく、1荷駄の量と見るべきであろう。全体を代表する石作郷形式の木簡を付した荷駄包みがまずあって、(省略形の)両村郷形式の木簡を付した包みがそれとセットをなしていたのではあるまいか。文字だけを見ればあたかも断簡のように見える完形の木簡は、荷との関係では完結しており、消費に際しては何の問題もないけれどそのみ単独では、勘会に際しては機能しない。

知多では、木簡(2)に「養米」が見えるが、「庸米」木簡が愛知郡と春部郡のものがそれぞれ1点ある。春部郡のものは郷単位で5斗の負担、愛知郡のものは里(後の郷に当たるもの)単位で6斗だが、裏面に2人の名前と、各々3斗の文字が、表面とは天地逆で記されている⁽²¹⁾。この個人名が、負担者なのか、仕丁なのか、なお検討を要する。この点は、木簡(2)の場合も同様である。五木部皮嶋は、本人が仕丁なのか、仕丁の資養米を負担しているのか、あるいは、伊福部が郡司であることからすると、采女にかかわるか。庸米は、仕丁・采女などの糧物にあてられるものだが、令制前ではこれらの生活費はすべて出身地の共同体の負担でまかなわれていたものを、令制下で庸米に一本化されたのだが、その制度についてはなお

不明な点が少なくないとされる⁽²²⁾。

狩野久氏は、この甲午年(694=持統8年)木簡について、斗量において後の庸米付札に一致し、6斗であることにおいて、仕丁・采女などに支給される糧物量に一致していること、文字通り仕丁などの養物として輸貢されている点から糧米になるものは少なくとも庸米とは称されていないことになり、庸制の成立時点の論議からしても、「この一枚の木簡の語るところは甚だ大きな意義のあるものと考えられる」とされた。

なお、石神遺跡出土の「□□養俵六斗」(『荷札集成』—287)について、同集成の「釈文」注釈は、「八世紀における標準的な庸米の貢進量六斗との連続性を示す史料として重要である」と述べており、この「養俵」を「養米の俵」と解している。この場合には、負担者は「戸」ということになる。

「白米」あるいは「米」と表記されるものは、5あるいは6斗(例外として2斗があるが)個人負担と里負担が見られるが、分析のための手がかりは少ない。知多郡の木簡には、「養米」以外に米は出てこない。斗量のみを記すものは、おそらく塩であろう。

その他の貢進物付札として、4点の木簡がある。一つは知多の木簡(24)であり、脯は乾魚である。郷が貢納単位となっている。もう一つは、「尾張国海部郡魚鯨三斗五升」(『飛鳥藤原概報』8—12上4)である。海部郡の史料は、木簡を含め、人名を除くと、海とのかかわりを示唆するものがほとんど見当たらない。この木簡は例外的に「魚鯨」の荷札である。海部郡は汽水域を持つから、この魚は鯨かもしれない。さらに、「尾張国春部郡石田里／役丁豚六斗」(『平城概報』15—29下5)がある。豚はおそらく脯であろう。乾した獣肉である。この場合も、貢進主体は里である。役は役の異体字であろうから、「里の責任で丁をつか(役)って調製した脯」ということになるだろう。制度的な意味で近いのが中男作物であるが、この制度が出来たのは養老元(717)年11月22日の詔(『続日本紀』)によってである。郷里制へ移行した年のことであるから、この木簡は微妙である。そして、『延喜式』(主計寮上)に規定する中

男作物の中には、麻や黄檗などと並んで、雉腊・雑魚腊・雑魚鮓が見られる。

参河の例では、中男作物と明記されたものとして、「美養郷三宅里輪中男□ □」（『平城概報』22-22上7）と「参河国宝飫郡篠東郷中男作物小擬六斤／天平十八年九月廿日」（『平城宮木簡一』356）のように、郷里制下の里（コザト）もしくは郷が主体となっている。

あと1点は、「尾張国荏油四斗四升／天平八年十月」（『平城概報』31-24上2）で、国の直接負担。「正税帳」には、「年料荏肆斛」が見えるが、木簡の記す料はその1割あまりである。1荷駄で4石は過重であろう。10荷をなしていたか。

以上のように、木簡で確認できる調としては、尾張国では塩しかないし、それは知多に限定されているのである。ここで参照されねばならないのは、近年における考古学上の調査・研究の成果である。知多における製塩土器の編年は、ほぼ完成に近づいていると思うが、それとともに、私は、3つの重要なポイントがあると受け止めている⁽²³⁾。

第1は、知多半島の海浜部においても、製塩遺跡とは何であるのかということが明確化されてきたことである。かつては、製塩土器が出土する場所は、すべて製塩遺跡であるかのような理解がなかったわけではなかった。研究史的に見れば、それはやむを得ないことであって、過渡期の研究の意味を軽視し批判するのは間違っている。しかし、製塩土器を出土する遺跡が、そのまま狭義の製塩遺跡ではありえないことは、内陸部の遺跡の研究からも、すでに明らかなことである。技術的な面から言えば、海浜ならばどこでも可能に見える土器製塩だが、知多半島の内部においてすら、実際にはそうではない。生産と消費の関連性についての、きめの細かい検討が必要である。

第2は、内陸部における消費遺跡の研究の進展に伴い、流通の問題が明らかになってきたことである。海水から直接に採鹹するという作業（としての製塩ということ）は絶対にありえない内陸部の遺跡から、大量の知多式製塩土器が出土するという事実はどうのように考えればよいのであろうか。例えば、梅坪遺跡（豊田市）などの出土状況

は、かつての製塩遺跡認定基準からすれば、あたかもそこが製塩遺跡であるかのような錯覚さえ生む。しかし、これが運搬・流通の結果であることは、まったく疑いの無いところである。問題は、その先で、ここが中継的拠点であるのか、そうだとすれば、その先の消費地相互の関係と流通経路はどのように想定されるのか、2次加工に用いられる内陸型製塩土器から、塩の消費の全体構造はどのように追求できるのか、またなぜ、これらの塩は、運搬には適さないであろう製塩のための土器そのものを容器として、運ばれたのか、そこに何か呪術的な意味があるのか、あるいは「ブランド」確認のためなのか、それらの検討は、ある意味では停滞的な形での土器製塩が継続する知多の現地に於ける土器製塩の性格や仕組みについても、新たな視点での研究を要請しているように思われる。この地域にかかわる木簡の出現が、あまりにも劇的であったために、これまでは、ともすればもっぱら調塩としての貢進との関係に目が向けられてきたが、理論上の問題としても、史実解明という点からも、交易という側面を見落とすわけにはいかないのである。

これら2つの問題と深く関わりつつ、第3に、伊勢湾岸における土器製塩の全体的構造という問題が生じている。伊勢・志摩地方においては、それを実証しようという研究者の努力の積み重ねにもかかわらず、海水から直接に採鹹する第1次的製塩遺跡の存在は確認されるには至っていない。土器の形式と製塩技術の違いなのではなく、製品としての精製段階の違いとして、第1次製品としての知多の塩を移入して堅塩を作っているらしい。これは、遠江において、独自に第1次の製塩が見られず、参河の塩が運ばれている状況と軌を一にする。尾張国において、愛知郡・海部郡に製塩遺跡が発見されていないのは、未発見ではなく不存在なのだと考えるほうが自然である。

この3つの論点を踏まえれば、木簡に名を遺した古代知多の住民を、調負担者（その側面を軽視するわけにはいかないことは当然としても）としてのみとらえる見方が誤りであることは、明らかであろう。「製塩土器出土地点必ずしも製塩遺跡

ならず」という視点や、松崎遺跡が語る多様で豊かな生産活動をも含めて、検討を続けたいと思う。

結びに代えて

古代知多ということを考えるときに、いわゆる「三河湾三島」の問題を解かねばならないことは当然である。それは、現在篠島・日間賀島が知多郡であるから、その領域も含めて取り上げるという意味ではない。古代においては、この篠嶋（篠島）・比莫嶋（日間賀島）が、析嶋（佐久島）とともに、参河国に属していたことは、周知の事柄である。そして、私が、古代における郡が、それとして一つのまとまりを持った経済的単位であると考えていることは前述した通りである。しかし、この3島の世界はあらゆる様相から見て、知多半島先端の羽豆岬と、西尾市吉良町の蛭子岬をつなぐ一つの世界であり、それを含まない古代知多像は、完成したものとは言えない。贅を貢進する海部の三河湾と、御食国志摩国との中間に位置する知多半島に、贅代里があり、御宅里につながる屯倉が想定され、田部が居住し（知多の屯倉は、構造上田部の存在を必須とはしないであろうが、その存在を排除する必要はなからう）、大御野もあった。さらに、和尔部の存在を、木簡に見える調塩の貢進にとどまらぬ「ワニの奉斎・貢進」にまで視野を広げて考察することが出来るとすれば、王権にとってこの地域の持つ意味は、これまでとはまったく違ったレベルで考察されなければならないことになる。王権と伊勢（神宮）の関連の外延に、王権と（広義）伊勢湾（森浩一氏の提唱される「三尾勢の海」=私は、「三尾勢濃の海」と呼ぶが）との深い関連を追及しなければならない。尾張氏の位置付けも、この論点にかかわるが、その鍵を握る三河湾海部の世界を論じるのは、これまで述べてきた半島部の検討をはるかに上回る論点に触れなければならない。私はこれまで、その問題についても部分的に論じてきたが⁽²⁴⁾、新たな史料の発見を踏まえ、他日、改めて再論したい。その上で、半島部・島嶼部を統合した知多古代史像を描き出すことを期して、擱筆する⁽²⁵⁾。

付記：赤塚次郎編『尾張・三河の古墳と古代社会』（同成社 2012年）の恵贈を受けた。意欲的労作が並び、本稿にかかわる論点も多い。本稿脱稿後のことであつたため、それらに論及できなかったが、改めて検討する機会を持つことで、ご寛恕いただきたい。

注一覽

- (1) 門脇禎二「調庸收取形態の変化とその背景」（『律令国家の基礎構造』吉川弘文館 1960年 所収）には、「調庸物が現地の手工業生産の事情の変化に対応して変えられたともいうことができる」事例が指摘されている。
- (2) その後、「伊勢湾と三河湾の海人」（森浩一編『東海学の創造をめざして』五月書房 2001年 所収）や「文献から推理する知多・三河湾の海人の実像」（『森浩一編『海人たちの世界』中日出版社 2008年 所収）などで論じたこともあるが、シンポジウムでの報告であつて、概括的なものにとどまっている。
- (3) 霊亀3（717）年から天平12（740）年の間とする鎌田元一氏の説に拠るべきことは、拙稿「古代行政地名の表記原則をめぐる一考察」（『現代と文化』122号 2010年）において詳論した。
- (4) 水野時二『条里制の歴史地理学的研究』（大明堂 1971年）644ページ。
- (5) 松田好夫「潜在的問答歌」（『美夫君志』4号 1961年。後に『万葉研究新見と実証』桜楓社 1968年 所収）及び「万葉集『渚沙乃入江』考」（『愛知学芸大学国語国文学報』6号 1957年）「尾張知多万葉地理新考」（『愛知学芸大学研究報告』9号 1960年）。後に両者を合して『渚沙乃入江』考」として『万葉研究新見と実証』に収める。
- (6) 久曾神昇「須佐入江」（『愛知大学総合郷土研究所紀要』31輯 1986年。後に『三河地方と古典文学』名著出版 1989年 所収）。
- (7) 例えば、進藤慶太「持統太上天皇の三河行幸 —三河と東国—」（『続日本紀研究』375号 2002年参照）。

(8) 『神道大系 神社編一 総記上』神道大系編纂会 1986年。

(9) 『大府市誌 本文編』1986年。同書において、『延喜式』(大膳下)に見える「生道塩」についての規定の法源が、『東宝記』所引の承和11(844)年6月16日太政官符であることを指摘し、さらに『新修半田市誌』においてもやや詳しく述べた。ただし、この太政官符の内容が、『延喜式』に分載的に出てくることには注目したが、その対応関係については、遠藤才文氏が指摘されるように(「尾張古代製塩をめぐる2,3の問題」『マージナル』10号 1990年)、見落としがあった。

なお、奈良文化財研究所2007年度特別企画展「地下の正倉院展」パンフレットに、“^{きたし}尻塩は固形塩”と記されている。「堅塩」は「きたし」と読むべきであろうし、「尻塩」「塩尻」は「堅塩」であろうから、「尻塩」を「きたし」を読むことを示す直接的史料が在れば、断定的となるので、パンフレット執筆者である渡辺晃宏・馬場基氏にお尋ねしたところ、「意味から判断した」とのことであった。

(10) 『新編東浦町誌』(1998年)の執筆に際して、『延喜式』については近世の写本に遡って検討した結果、大膳式本文の「生道」は、本来は行間の朱字注記であった文字(享保版本や、それを底本とする刊本の頭注に見られる文章の一部)が竄入したものであって、他ならぬ「生道」の2字は、本来本文には無かったものであるという結論に達した。とすると、主計式の記述が唯一の史料ということになる。大膳式の行間注記が土御門家本の藍本に存在したか、土御門家自体の書き込みなのかによっては、意味がまったく異なってくる(現存本の限りでは、土御門家本が行間注記の初出であり、通行版本が頭注の初出)。なお、寛政7(1795)年以前成立とされる『熱田祭奠年中行事故実考』に「天正七年之頃迄知多郡自生路村・石浜村生路塩・型路塩献熱田古例也、今断絶」とがあるが、「生路塩」の熱田への貢納を中世史料で確認できないのは、上村喜久子氏の指摘(「中世地域社会

における熱田信仰」一宮研究会編『中世一宮制の歴史展開』上 岩田書院 2004年 所収。一部改稿の上、上村喜久子『尾張の荘園・国衙領と熱田社』岩田書院 2012年 所収)の通りである。生道塩の形状や大きさなどは、この「天正七年云々」の時期の認識かもしれない。微細な点にこだわると、明応6(1497)年「歴代結算簿写」(乾坤院文書)に「生道塩浜大炊殿」、「宇宙山乾坤禅院田地帳」(同)に「生道」とあって(『新編東浦町誌』資料編3 2003年 所収)、「天正七年之頃」であれば、「生路塩」ではなくてまさしく「生道塩」であった可能性がある。『新編東浦町誌』本文編を検した限りでは、「生路村」の初見は、寛永15(1638)年である(「源公様御黒印写」)。御宅里がどこであれ、「大塩尻」と「生道塩」とを安易に結びつけるわけにはいかない。

(11) 早野浩二「臨海の古墳時代集落——松崎遺跡の歴史的素描——」(『研究紀要』第6号 愛知県埋蔵文化財センター 2005年)。松崎遺跡については予備的報告から始まり、数次の報告書が出されているが、『松崎遺跡』(愛知県埋蔵文化財センター 1991年)では、森勇一氏による製塩土器付着の珪藻類の検出、渡辺誠氏による土壌分析とアマモなどの海藻に密生して付着するウズマキゴカイ等の被熱率の圧倒的高さの論証の2論考を載せる。「藻塩焼き」に対する決定的問題提起である。

(12) 阿久比町文化協会で活躍された故伊藤晶氏は、生前、この「□里」は「鰻里」ではないかと語られたことがある。それは、「富具郷」に着目されたからである。「鰻」は「あわび」であるから、鰻の産地として「鰻里」と名づけられたのだが、2字表記にするために、「好字」である「富具」が採用されたのではないと言われるのである。確かに、知多の南部では、今日でもアワビやサザエが採れる。だから、一般論として言えば、「あは(わ)び」の里は、ありえない話ではない。木簡や『延喜式』などに頻出する「鰻」は、言うまでもなくアワビである。しかし、伊藤説は、成立しないと思う。なぜか。「鰻」は、漢音ならば「フク」と読まれる(伊

- 藤氏の富具説も、この音読が眼目である。)が、アワビを意味する文字であるから、和訓では「アハ(ワ)ビ」である。もし、「アワビ」の里を表すのに「鰻」字を用いたのなら、その訓も「アハ(ワ)ビ」であるはずだから、それを2字表記にするのであれば、「アハ(ワ)ビ」と読める2字をあてなければならない。「富具」はどう読んでも「アハ(ワ)ビ」には、ならない。
- (13) 奈良文化財研究所編『評制下荷札木簡集成』東京大学出版会 2006年の「解説」。
- (14) 奈良時代の人口を追求した沢田吾一氏の古典的名著『奈良朝時代^{民政}_{経済}の数的研究』(柏書房、1972年復刻、初刊は1927年)においても、『和名抄』の郷数を基準としている。また社会工学研究所『日本列島における人口分布の長期時系列分析』(1974年)も「和名抄」を用いている。
- (15) これまでの諸研究によれば、1戸あたりの平均人数は20人ほどとされている。
- (16) 『愛知県史』(資料編6 古代1 1999年)には、「天平六年尾張国正税帳」(正倉院文書)の精細な複製本(国立歴史民俗博物館所蔵本による)を付録とすることが出来た。
- (17) 直木孝次郎「大化前代における畿内の社会構造」(『日本史研究』35号 1958年)。後、直木孝次郎『日本古代国家の構造』(青木書店1985年 所収)。私は、直木氏が、部姓の郡司を取り上げた際に、何故か和爾部臣を落としていると言及したことがあるが(前掲「文献から推理する知多・三河湾の海人の実像」、これは、私の全くの誤読であった。直木氏が取り上げたのは、「姓を持たぬ部姓の郡司」であって、和爾部臣氏は、臣姓を有しているから、直木氏の考察の対象外である。
- (18) 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』吉川弘文館1960年 所収。後、岸俊男『日本古代政治史研究』塙書房 1966年 所収)。
- (19) 和田萃「大王と海民」(森浩一編『海人たちの世界』中日出版社 2008年 所収)。
- (20) この瓦の分析によって、尾張地方の氏族のあり方について問題提起された梶山勝氏は、「法

- 海寺を建立した氏族は和爾部と断定して間違いないものと考えている」とされた。「法海寺と弥勒寺廢寺の同文・同範軒瓦」(『知多古文化研究』10号 1996年)。史料上に見えるものからすれば、他には考えられないであろうから、従うべき見解であると思う。厳密に言えば、この地の豪族である「和爾部臣」氏である。ただし私は、この寺が伝える特異な「儀軌」からも検討すべき地域史の課題があると考えている。拙稿「沙門道行と知多法海寺」(森浩一他『伝説に歴史を読む』大巧社 2006年 所収)。
- (21) この木簡に見える「出雲足人」らが注目される所以を、『新修名古屋市史』第一巻(1997年)において論じた。
- (22) 狩野久「庸米付札について」(『木簡研究』第3号 1981年)。後、『日本古代の国家と都城』(東京大学出版会 1990年 所収)。仕丁問題の複雑性については、彌永貞三「仕丁の研究」(『史学雑誌』60編4号 1951年)。後、『日本古代社会経済史研究』(岩波書店 1980年 所収)に詳しい。
- (23) 東海地域における古代土器製塩の問題については、考古学フォーラム編『東海土器製塩研究』(考古学フォーラム 2010年)に、調査・研究の現段階が体系的にまとめられている。また、豊田市郷土資料館特別展「塩の歴史と民俗」(2009年)は、図録を含め、高い水準のものであった。文献史学の立ち遅れを痛感するとともに、学際的研究の重要性をも再認識させられた。
- (24) 『新修半田市誌』・「注2所掲論稿」の他、さらに旧稿に属するが「三河湾『海部・贄』木簡の諸問題」(「歴史の理論と教育」72号 1988年)などの拙稿は、なお採るべき点もあると思うが、訂正や補強を要することも多く、さらにはそもそも「贄・海部・月料」体制とは何なのかという本質の解明に及んでいない。とりあえず、2点について。第1、この木簡が長屋王邸から1、2点しか出土していないと述べたことがあるが、これはまったくの誤認であった。訂正する。第2、三河湾3島が屯倉だったとする見解があるが、私は、屯倉というのは、

生産構造上の問題ではなく、支配・経営の問題であって、屯倉であることが想定される遺跡と、共通する性格があっても、それを屯倉と判断するには、「文献上の根拠」が必要だと考えている。同じ構造を持っていても、荘園と国衙領が区別されるのは、文献があるからである。山中章「律令国家形成前段階研究の一視点—部民制の成立と参河湾三島の海部—」（広瀬和雄・小路田泰直編『弥生時代千年の問い』ゆまに書房 2003年）および同氏「律令国家と海部—海浜部小国・人給制度にみる日本古代律令支配の特質—」（広瀬和雄・仁藤敦史編『支配の古代史』学生社 2008年）参照。

(25) 本来ならば、条里の問題も取り上げるべきであろう。かつては、条里的地割の存在が認められれば、それを条里遺構と認定し、古代村落

と直結させて考察するというのが通例であった。しかし、『条里と村落の歴史地理学的研究』（大明堂 1985年）や『古代日本の景観』（吉川弘文館 1993年）等に見られる金田章裕氏の研究を経た現段階においては、旧来の方法をそのまま踏襲するわけにはいかないであろう。一方、尾張平野の全面にわたって条里地割の復元をまとめた金田氏も、知多半島については触れられるところがない。しかし、事実の問題として、知多半島にもかつて条里的地割が遺存していた。水野時二『条里制の歴史地理学的研究』（前掲注4）には、大野谷・阿久比谷・内海小平野の3か所があげられている。私は、それに加えて、知多市のそれを指摘した（『知多市誌』本文編 1981年）。これらを、どのように考えればよいか。残された課題である。

別表 I 知多郡関係木簡一覧

- | | | |
|-----|---|------------|
| (1) | ・辛卯年十月尾治国知多評
・入見里神部身閑三斗 | 213・38・5 |
| | 6032 SD145 『藤原宮木簡 一』—166
補訂 『評制下荷札木簡集成』33 | |
| (2) | ・甲子年九月十二日知田評
・阿具比里五 ^(木カ) 部皮嶋口養米六斗 | 213・28・4 |
| | 6031 SD145 『藤原宮木簡 一』—161
補訂 『評制下荷札木簡集成』32 | |
| (3) | ・尾治国知多郡×
・大宝二年× | (111)・26・4 |
| | 6039 SD145 『藤原宮木簡 一』—151 | |
| (4) | ・尾治国知多郡贄代里
・丸部刀良三斗三年九月廿日 | 221・(12)・4 |
| | 6051 SD170 『藤原宮木簡 二』—655 | |
| (5) | 尾張国知多郡大御野里在京人 | 235・26・3 |
| | 6032 SD4750 『平城概報 25』—20 上 10 | |
| (6) | ・尾治国知多郡 ^(贄カ) □□ □
・白髪部馬見塩一斗 | 154・21 |
| | 6032 SD5870 『平城概報 8』—4 上 4 | |
| (7) | ・尾張国知多郡□里日置部得
・万呂御調塩三斗 和銅六年十月十五（「日」脱） | 246・30・5 |
| | 6032 SD4750 『平城概報 27』—18 上 10 | |

- (21) ・尾張国智多郡富具郷和尔部臣人足
 ・調塩三斗天平勝宝七歳九月十七日 198・28・3
 6033 SD2700 『平城概報 19』—20 下 3
- (22) ・尾張国智多郡富具郷×
 ・ □ × (250)・29
 6039 SD1250 『平城概報 14』—11 上 1
- (23) 英比郷□塩一□ 94・17・4
 6011 SD2700 『平城宮木簡 二』—2188
- (24) 富具郷^(職カ)□一斗 182・16
 6051 SD8600 『平城概報 12』—16 上 6
- (25) 番^(質カ)□郷和尔部古万呂 89・(18)・4
 6033 SD4951- II 区 『平城宮木簡 三』—2897
- (26) 須佐里丹比部百嶋 128・23・3
 6033 SD2700 『平城宮木簡 二』—2200
- (27) ・尾張国^(智カ)□×
 ・調塩× (57)・23・4
 6039 SD 5300 『平城概報 29』—31 下 5
- (28) 尾張国智□× (87)・14・5
 6019 SD 5100 『平城概報 31』—24 上 6
- (29) 尾張国^(智カ)□□× (208)・41・7
 6039 SK820 『平城宮木簡 一』—436

木簡表記の通例に従って、法量、形式、出土遺構、出典を付記した。念のため言えば、『平城概報 25』—20 上 10 は、『平城宮発掘調査出土木簡概報 (25) の 20 ページ上段の 10 番目の意味である。

別表Ⅱ 尾張国郷名一覧

郡	『和名抄』郷名	木簡	正倉院文書
中嶋郡	美和 拜師 小塞 三宅 ※茜部 ○石作 日部 ※川崎 神戸	牧沼 □田	嚮原
海部郡	新屋 中島 ※津積 ※○志摩(嶋) 伊福 ○嶋田 ※海部 日置 三方 物忌 ※三宅(御宅) 八田	堤田 津嶋	
葉栗郡	葉栗 河沼 大毛 ○村国 ○若栗	三川	大沼
丹羽郡	吾縵 稲木 ※上春 丹羽 穂積 大桑 下沼 上沼 前刀 小弓 小野 小口	□壁	
春部郡	○池田 柏井 安食 ※山村 高苑 余戸	石田 春 ^(部力) □	
山田郡	船木 主恵 ※石作 志誤 ○山口 加世 ○※両村 余戸 神戸 駅家	山田	山田
愛智郡	○中村 千竈 ○※日部(日下) ○※太毛(大家・大宅) ○物部 熱田 作良 ※成海 神戸 駅家	油口 荒大 余戸	荒大
智多郡	○番賀 ○贄代 ○富具 ○但馬 ○英比(阿具比)	入見(入海) 御宅 大御野 □ □□(?)	

○は木簡、※は正倉院文書に見えるもの。()は、『和名抄』と文字表記が異なるもの。

木簡、正倉院文書の項に掲げたものは、木簡、正倉院文書では確認できるが『和名抄』に見えぬもの。